

(案)

## 「令和6年度東灘区における外国人との共生促進に関する業務」 委託仕様書

### 1 趣旨・目的

持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域における多様な主体の協働と参画を推進していくためには、地域で急増する在住外国人との共生の推進にも取り組む必要がある。

そのためには、地域における外国人との相互理解を促進し、両者の関係性を構築することが重要であるが、古くから外国人も多く暮らす一部の地域を除いて、そのような両者の関係性が限定的になっている地域もみられる。

そこで、特に近年外国人の増加が著しい東灘区南部を中心に、当該地域や在住外国人に関して知見のある民間事業者に、地域における外国人との相互理解を促進し、両者の関係性を構築するための事業実施を委託し、当該地域における外国人との共生に向けた基盤づくりに試行的に取り組む。

### 2 委託業務の内容

地域における外国人との相互理解を促進し、両者の関係性を構築するための事業を実施する。

- (1) 地域における在住外国人の実態把握
- (2) 地域向け共生に関する学習会、交流の場の開催
- (3) 外国人住民向け生活オリエンテーション
- (4) 外国人に関する地域トラブルの解決支援
- (5) 地域又は外国人による共生に向けた活動の促進・支援
- (6) 定例会の開催
- (7) その他本事業に関連する業務

### 3. 業務の対象地域

東灘区内（特に、本庄小学校区、魚崎小学校区、住吉小学校区 周辺）

### 3 業務の詳細要件

- (1) 地域における在住外国人の実態把握
  - ・東灘区南部を中心に、在住外国人や在住外国人と関わりのある機関（外国人雇用企業や教育機関、外国食材店・飲食店など）を対象に、ヒアリング調査を実施し、対象域内における外国人のコミュニティの状況を把握するとともに、各コミュニティや属性（国籍・在留資格など※）別の共生に向けた課題や意向を明らかにすること。
  - ※在住者数が多く、増加傾向にある以下の属性については、必ず対象とすること。
    - ①ベトナム（技能実習・特定技能、留学、家族滞在）
    - ②ネパール（留学、家族滞在）
  - ・東灘区南部の地域団体（自治会・婦人会・ふれあいのまちづくり協議会等）を対象に、外国人との共生に関する現状や、交流に向けた意向を、本庄小学校区、魚崎小学校区、住吉小学校区でそれぞれ1団体以上調査すること。
  - ・調査結果については令和6年9月までに、(6)の定例会とは別に、委託者への報告会を実施すること。
  - ・また、調査結果を踏まえて、下記(2)～(5)の事業を実施すること。
- (2) 地域向け多文化共生学習会、交流の場の開催
  - ・広く外国人との共生への関心を惹起し、市民を対象に、(1)で把握した在住外国人の実態を伝えるとともに、外国人や地域とつながることができる交流の場を開催すること。

- ・特に希望する地域団体等を対象に、対象地域に身近な場所で、在住外国人に関する理解が深まるような学習会や、在住外国人との交流の場を開催すること。
- ・上記2業務については、少なくとも各1回、計3回実施すること。

(3) 在住外国人向け生活オリエンテーション

- ・在住外国人向けに、外国人が市内で生活していくために必要な情報（ごみ出しや自転車のルールなど）に関するオリエンテーションを少なくとも3回実施すること。
- ・オリエンテーションについては、希望する外国人や団体と連携して希望者以外の外国人にも参加いただけるよう工夫すること。

(4) 外国人に関する地域トラブルの解決支援

- ・地域で発生した在住外国人に関するトラブルについて、委託者からの指示に応じて対応に同行し、通訳等、言語的・文化的に異なる外国人とのコミュニケーションの支援を実施すること。（10回程度対応できるだけの体制を確保すること。）
- ・地域で発生した在住外国人に関するトラブルについて、少なくとも週6時間、原則毎週固定の曜日・時間を相談受付時間として設定・広報し、地域住民からの質問や相談を受け付け、地域共生の観点から助言を行うこと。また、必要に応じて、通訳や解決手法の提案・サポート等、言語的・文化的に異なる外国人とのトラブル解決の支援を実施すること。（8回程度対応できるだけの体制を確保すること。）

(5) 地域又は外国人による共生に向けた活動の促進・支援

- ・地域共生に関する事業・活動を希望する地域団体や住民、その他関連機関等からの相談を受け付け、新規交流事業の実施や、既存の交流事業の地域共生の観点からの充実に向けて、文化・習慣など相互理解に必要な情報提供や関係団体とのコーディネートなどの伴走支援を実施すること。（3事業程度を想定）
- ・地域や外国人の日々の活動において、相互の参加・交流が生まれるように、対象地域内の外国人や団体（地域団体、外国人雇用企業、教育機関）等に交流を働きかけるとともに、新規交流事業の実施や、既存の交流事業の地域共生の観点からの充実に向けて、文化・習慣など相互理解に必要な情報提供や関係団体とのコーディネートなどの伴走支援を実施すること。（少なくとも2事業は支援すること。）

(6) 定例会の開催

- ・(1)～(5)の事業実施にあたっては、2週間に1回、受託者・委託者・東灘区地域協働課をメンバーとする定例会を開催し、事業の進捗及び方向性について共有・協議すること。

(7) その他本事業に関連する業務

**4 業務実施にあたっての補足事項**

- ・本事業の実施にあたっては市及び区や関係機関との連携を図ること。
- ・本事業の実施にあたって疑義が生じた事項等については、随時本市と相談のうえで対応していくこと。
- ・受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。その他、個人情報等の保護については、委託契約約款第29条を順守すること。

## 5 業務報告

- ・毎月、事業の進捗状況について月例報告書を作成し、翌月 10 日までに、委託者まで E メールで提出すること。様式は不問とするが、以下の実績を含めること。
  - (1) 地域における在住外国人の実態把握
    - ・在住外国人へのヒアリング人数
    - ・在住外国人と関わりのある機関への調査団体数
    - ・地域団体等の現状・意向調査のヒアリング団体数
  - (2) 地域向け共生に関する学習会、交流の場の開催
    - ・学習会の実施回数および参加人数
    - ・学習会を通じて地域と外国人との共生への関心が惹起できた人の人数（アンケートなど）
    - ・地域と外国人との交流会の実施回数および参加人数
    - ・交流会を通じて今後も交流したい意向のある人数（アンケートなど）
  - (3) 外国人住民向け生活オリエンテーション
    - ・オリエンテーションの実施回数および参加人数
  - (4) 外国人に関する地域トラブルの解決支援
    - ・解決支援に関わった回数（電話・同行等の手段別）
  - (5) 地域又は外国人による共生に向けた活動の促進・支援
    - ・相談・支援の実施回数（対象別）
    - ・外国人や団体に交流を働きかけた回数
    - ・地域団体や外国人、その他関連機関等による地域共生に関する事業の実施回数
- ・契約期間終了後、令和 7 年 4 月末日までに以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること。
  - 実施した委託事業の概要、収支報告、対応件数、事業の成果、課題
  - 委託業務実施による効果等
  - 本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
  - その他、必要に応じて地域協働課が求める報告事項

## 6 本事業の履行のために神戸市が準備（提供）する資料等

- ・東灘区内の在住外国人に関する統計データ等

## 7 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 8 契約金額（上限額）

金 6,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

## 9 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要な場合は、以下のとおり、前金払することもできることとする。

「契約締結後、契約額の 3 割を上限に乙の請求に基づき速やかに前金払。令和 6 年 7 月 31 日(水)までに、契約額の 3 割を上限に乙の請求に基づき前金払。令和 6 年 11 月 29 日(金)までに、契約額の 3 割を上限に乙の請求に基づき前金払。委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの受託者からの請求に基づき残余額を支払う。」

## 10 その他

### (1) 留意事項

- ①業務実施にあたってはプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報情報を紛失、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。業務遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ②業務の遂行にあたっては、公の事業であることを認識し、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- ③本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については本市に帰属する。
- ④事故発生時は、速やかに本市へ報告すること。

### (2) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については本市と受託者とが協議して定めるものとする。